

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月17日
【計算期間】	第3期（自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）
【ファンド名】	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【電話番号】	03-5293-1320
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド」（以下、「ベビーファンド」ということがあります。）は、主としてシュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）^{（注1）} 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長を目的に積極的な運用を行います。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）^{（注2）} をベンチマーク^{（注3）} とします。

ファンドは、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（注1）主としてエマージング諸国の株式等に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後述「(2)ファンドの仕組み ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、直接有価証券等への投資を行うファンドです。

（注2）MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒分・使用等することは禁じられております。（以下、同じ。）

（注3）ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資効果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資効果をあげることが保証するものではありません。また、エマージング諸国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
---------	--------	-------------------

単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
追 加 型 投 信		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

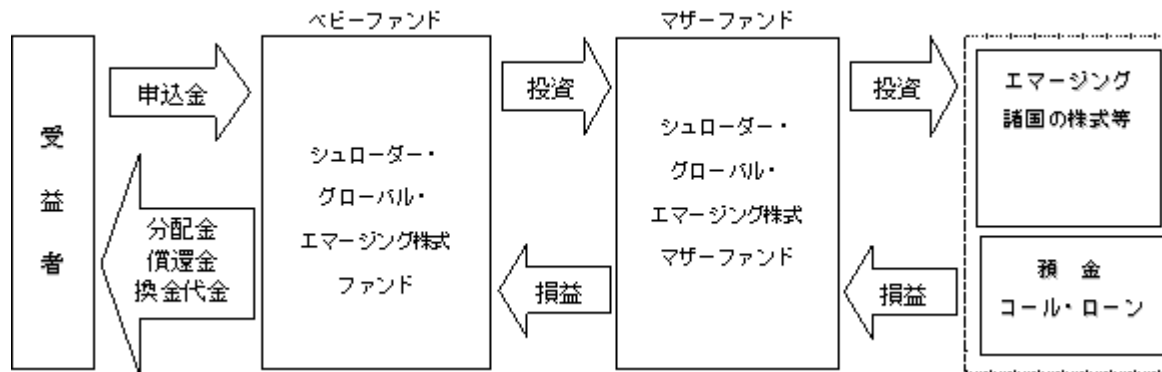
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

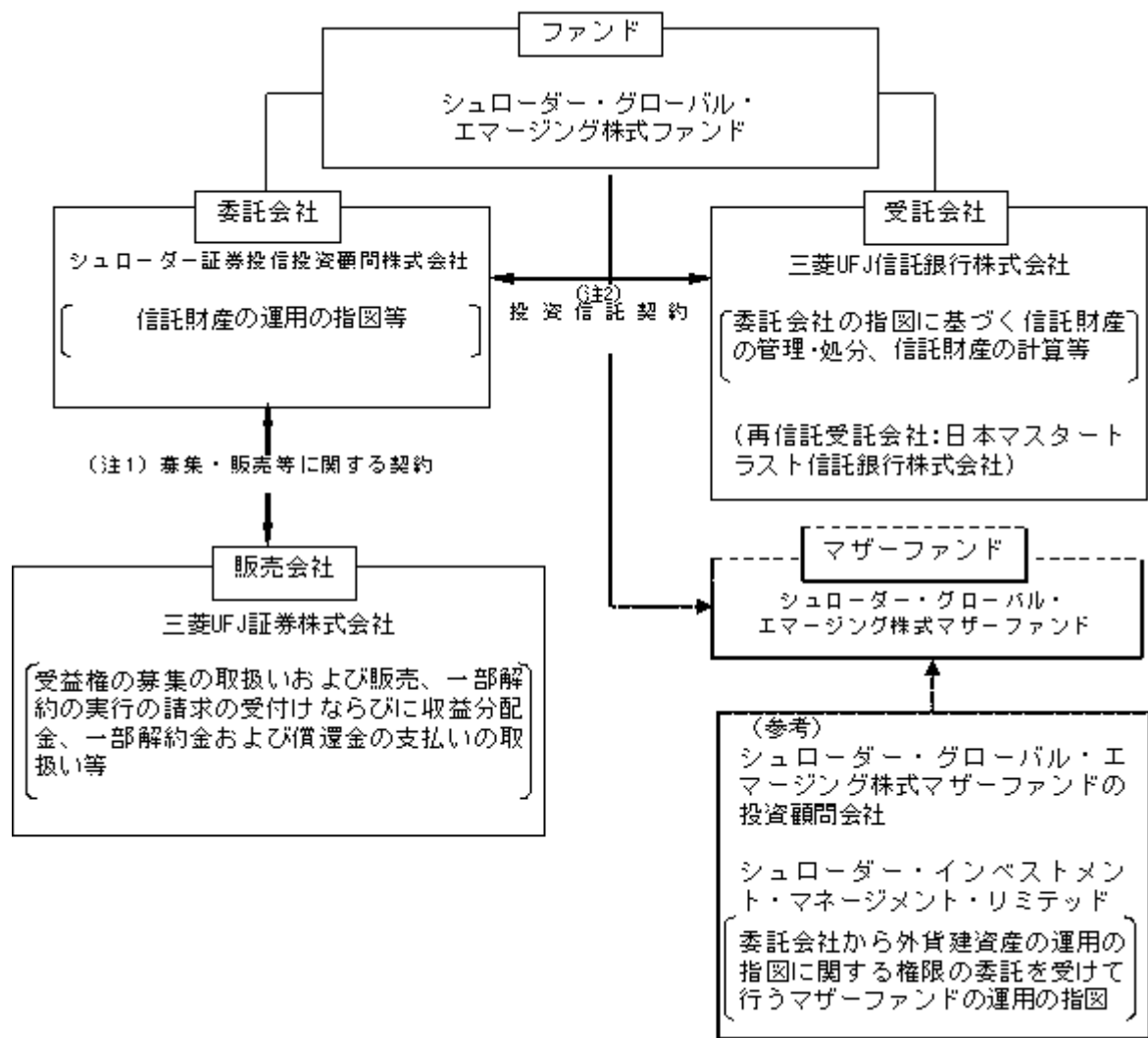
ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。

販売会社	三菱ＵＦＪ証券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。
（参考） マザーファンド の投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・ マネージメント・リミテッド	委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けてマザーファンドの運用の指図を行います。



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

（注2）投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本 金の額 490百万円（平成21年2月17日現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況（平成21年2月17日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー（注）	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキークーレン	9,800株	100%

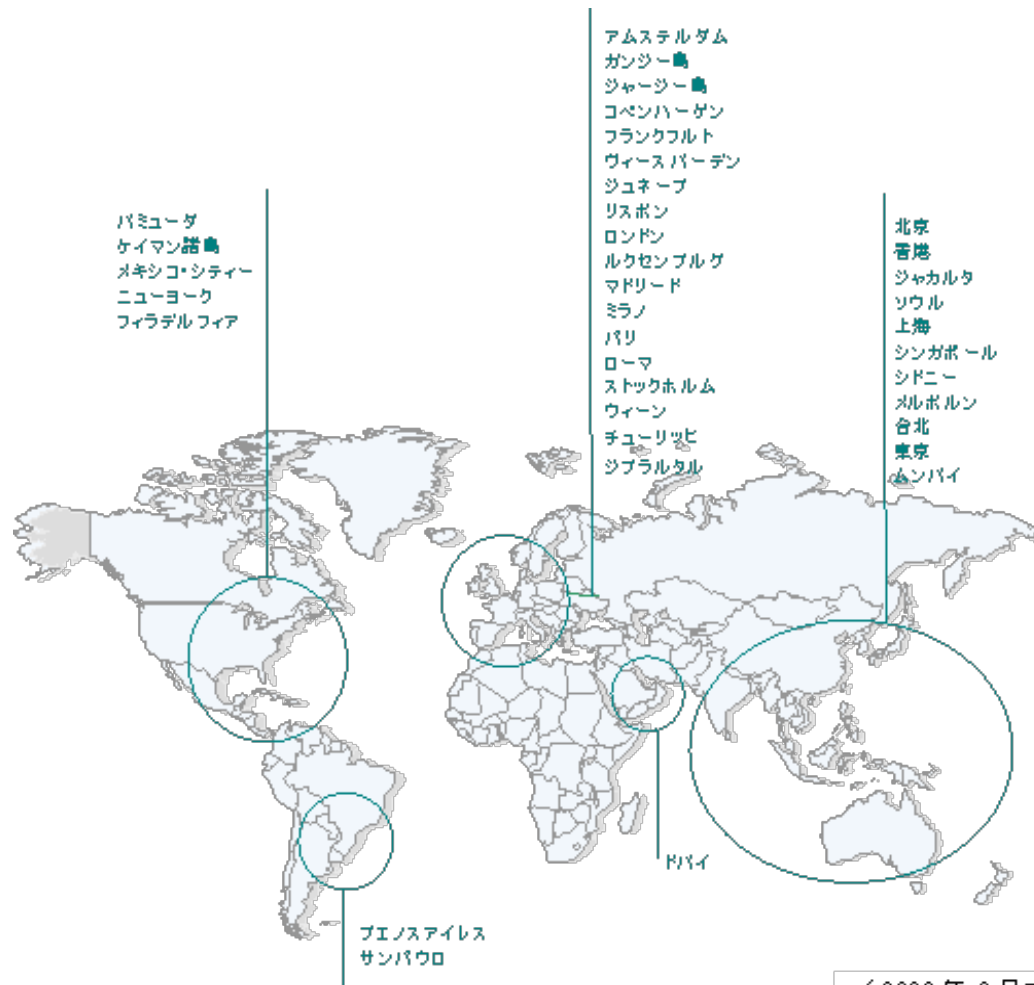
（注）シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約21.7兆円（2008年9月末現在、1英ポンド＝189.23円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの主要拠点



（2008年9月末現在）

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

< 投資態度 >

主としてシュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国¹の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

ベンチマークは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）とします。

実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。²

株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1 M S C Iエマージング・マーケット・インデックスの構成国

アジア	ラテン・アメリカ	欧州/中東/アフリカ	計
中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、台湾、タイ	アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー	チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、イスラエル、トルコ、エジプト、モロッコ、南アフリカ	24カ国、地域

（出所：MSCI 2008年11月末現在）

（注1）表中の全ての国々の株式へ投資を行うわけではありません。また、表中に記載されていない国の株式（事業基盤や収益の源泉をエマージング諸国に有していると運用担当者が判断するものを含みます。）に投資する場合があります。表中の国々については、その発展段階に応じて、エマージング諸国には該当しなくなる可能性もあります。

（注2）エマージング諸国の中には、直接投資を行うことができない国（市場）、あるいは直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当でないと判断される国（市場）が存在します。その場合には、米国などの主要市場に上場されているエマージング諸国企業のDR（預託証券）や、カントリー・ファンド等に投資を行う場合、や、当該国（市場）に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等に投資を行うことがあります。

2 為替変動リスクについては、後記「3投資リスク (2)為替変動リスク」をご覧ください。

< ファンドの特色 >

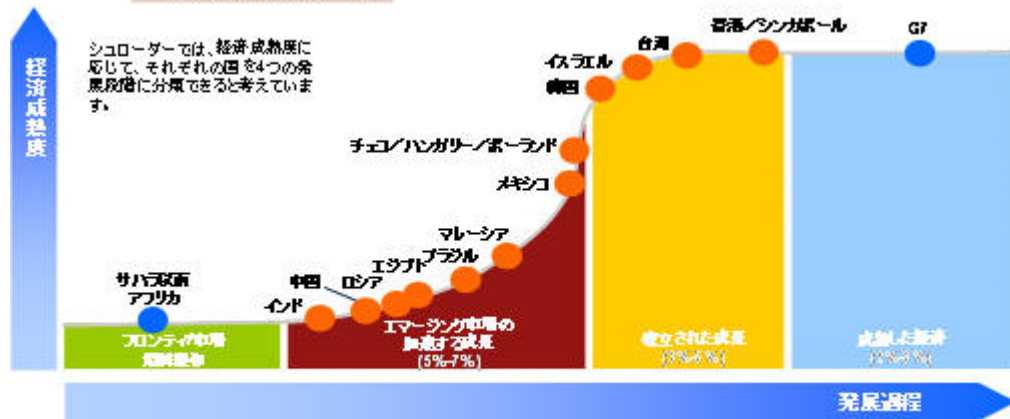
今後、拡大・発展が期待されるエマージング諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、有望な成長企業に選別投資を行います。

<魅力的な投資機会>

?成長著しいエマージング諸国

- ・エマージング諸国は、経済発展の途上にある国々の一般的な総称です。
- ・これらの国々は、既に成熟した先進国の経済を目指す成長段階に位置していると想定され、今後飛躍的な発展を遂げる高い経済成長力を持つと期待されます。

経済発展段階のイメージ



各国の発展段階の分類は名目GDPによる。

出所: シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド 2008年11月

エマージング諸国の経済成長力

(%)

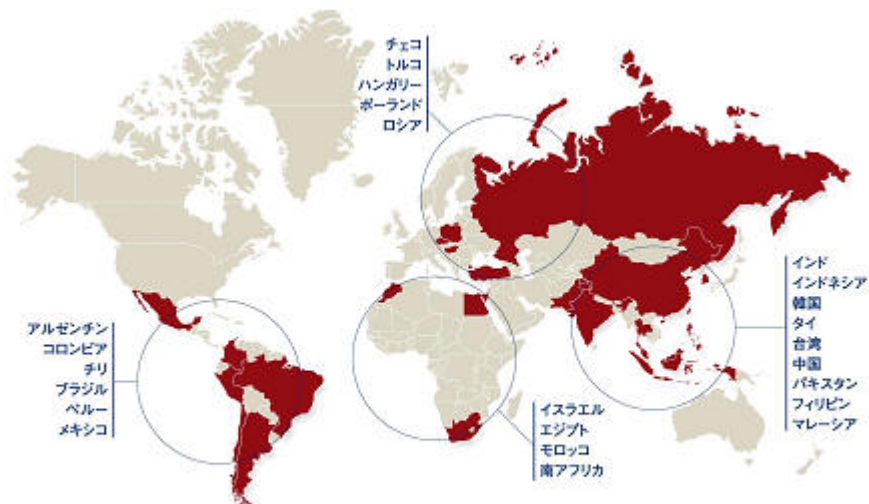
	2006	2007	2008 (予)	2009 (予)	2010 (予)
エマージング諸国	7.7	7.9	6.3	4.5	6.1
東アジア／太平洋	10.1	10.5	8.5	6.7	7.8
中・東欧／中央アジア	7.5	7.1	5.3	2.7	5.0
ラテンアメリカ／カリブ海	5.6	5.7	4.4	2.1	4.0
中東／北アフリカ	5.3	5.8	5.8	3.9	5.2
南アジア	9.0	8.4	6.3	5.4	7.2
サハラ以南アフリカ	5.9	6.3	5.4	4.6	5.8
OECD諸国	2.9	2.4	1.2	-0.3	1.9
日本	2.4	2.1	0.5	-0.1	1.5
アメリカ	2.8	2.0	1.4	-0.5	2.0
世界	4.0	3.7	2.5	0.9	3.0

実質GDP成長率 2008年以降:予想値

出所:世界銀行「世界経済見通し」(Prospects for the Global Economy) 2008年12月

?分散投資効果に優れた幅広い投資対象

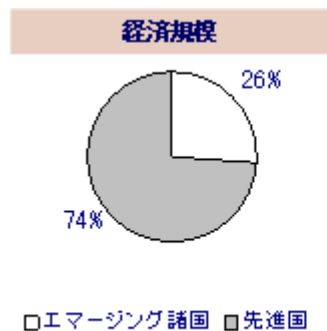
- ・シュローダーが株式投資を行う際のエマージング諸国とは、ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)を構成する24カ国（2008年11月末現在）が中心となります。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは世界のエマージング諸国を幅広くカバーしており、その市場規模は約360兆円程度 に上ります（2008年11月末現在）。
- 構成各国の株式市場時価総額推定値を1米ドル=95.54円で換算。（2008年11月末 米ドル/円 仲値）
- ・地理的な広がりとともに多様性に富んだ市場に分散した投資を行うことを通じて、リスクを抑えた運用を目指します。



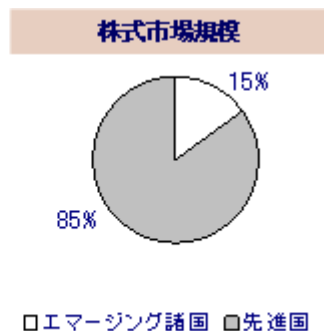
出所：MSCIのデータに基づきシュローダー証券投信投資顧問が作成 2008年11月末

?期待される株式市場の発展

- ・エマージング諸国では、先進国と比較した場合、その経済規模に比べ依然として株式市場の規模が低くとどまっています。
- ・先進国を上回る経済成長力を背景に、今後のエマージング株式市場の成長余地は大きいと見込まれ、引き続き発展と拡大が期待されます。



2007年名目GDPを比較 出所：世界銀行 2008年12月



出所：MSCIのデータに基づきシュローダー証券投信投資顧問が作成 2008年11月末

▼上記<魅力的な投資機会>に関するコメントは、シュローダー証券投信投資顧問が作成したものであり、信頼できると判断した情報に基づき構成されていますが、内容の正確性あるいは完全性については、これを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当該記載内容は、作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。

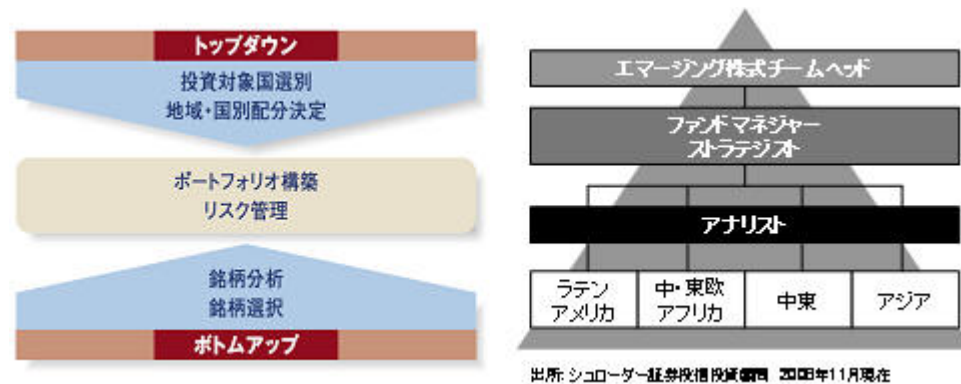
トップダウンによる国別配分とボトムアップによる銘柄選択との双方のアプローチからポートフォリオを構築し、規律あるリスク管理^()に基づき超過収益を安定的に獲得することを目指します。

() リスク管理についての詳細は、後記「3投資リスク (5)リスク管理」をご参照ください。

<シュローダーのエマージング株式運用>

- ・マザーファンドの運用を行うシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのエマージング株式チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのResearch体制を活用して運用にあたります。
- ・トップダウンによる国別配分とボトムアップによる銘柄選択双方のアプローチからポートフォリオを構築します。
- ・ファンド全体および各市場別ならびに個別銘柄ごとのリスク管理を厳格に行い、超過収益を安定的に獲得することを目指します。

シュローダーのエマージング株式運用プロセス



▼ <ファンドの特色> という「シュローダー」とは、シュローダー・ピーエルシーおよび同社が直接的または間接的に株式または持分の50%以上を保有する会社等の法人を意味します。

< 参考：マザーファンドの投資態度 >

エマージング株式市場において、割安かつ成長期待のある企業の株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

ベンチマークは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）とします。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

株式等の組入比率については原則としてフルインベストで積極的な運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図権限の委託先の所在地、委託の費用、委託の中止等

委託先の所在地	31 Gresham Street London, EC2V 7QA, UK
委託の費用	運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することはいけません。委託者は、かかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受けるものとの間で別に定め、委託者が、これを支弁するものとします。ただし、かかる報酬の額は、当該信託財産中から委託者が受ける報酬の範囲内とします。
委託の中止等	運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュローダー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に 係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

同社は、シュローダー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条第1項）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条、第29条および第29条の2に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産（信託約款第20条第2項）

この信託においては、上記 に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

有価証券の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第21条第1項）

第21条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係わる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第21条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限<約款で定める投資制限>」をご参照ください。）

< 参考：マザーファンドの投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第23条の2に定めるものに限りま。
3. 約束手形
4. 金銭債権

特定資産以外の資産

この信託において、上記 に掲げる資産のほか次に掲げる資産を投資対象とします。

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者（委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6の証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。（詳細は後記< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >をご参照ください。）

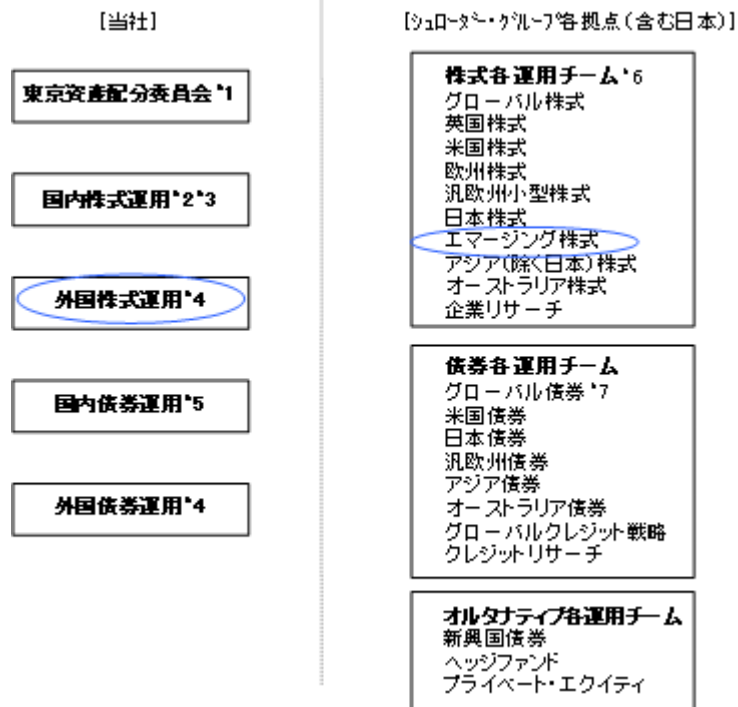
（３）【運用体制】

□ 運用体制

シュローダー証券投信投資顧問の運用部（外国株式運用チーム）がファンドの運用を行います。

ただし、マザーファンドについてはシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

ファンドおよびマザーファンドの運用にあたっては、「運用業務規則」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



意思決定に携わる各種委員会等の決定事項

*1 国内投資信託の資産配分方針を決定

*2 銘柄検討会議にて個別銘柄および銘柄レーティングの議論、モデルポートフォリオ構築会議にてモデルポートフォリオの構築およびポートフォリオのリスク管理

*3 国内投資信託の運用指図

*4 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドへのマザーファンドの外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託、国内投資信託の運用指図

*5 日本債券投資委員会において、各戦略の決定および国内債券モデルポートフォリオの構築、国内投資信託の運用指図

*6 個別銘柄選択等の投資判断を行い、ポートフォリオを構築

*7 グローバル債券モデルポートフォリオ会議において各地域の戦略を統合し、グローバル債券モデルポートフォリオを構築

□内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。

個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、上記の運用体制等は、今後、変更となる場合もあります。

（４）【分配方針】

毎年1回（原則として11月15日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入（注1）と売買益（評価損益を含みます。）（注2）等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象収益が少額等の場合には、収益分配を行わない場合があります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注1）利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（注2）売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

（５）【投資制限】

< 約款で定める投資制限 >

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第24条）
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、証券取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲（信託約款第26条）
委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

- （イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- （ロ）株式分割により取得する株券
- （ハ）有償増資により取得する株券
- （二）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

1. 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証

券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

2. 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に かかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の取引所によらないで行う金利に かかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第29条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第29条 の2）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第31条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
（イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
（ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第33条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入（信託約款第40条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
（イ）信託財産で保有する有価証券の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
（ロ）かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。
（ハ）再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >

株式への投資

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債おなれば新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

（イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

（ロ）株式分割により取得する株券

（ハ）有償増資により取得する株券

（二）信託財産に属する転換社債の転換請求 ならびに転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 第21条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします

（以下同じ）。

2. 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
（イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
（ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 法令上の投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その委託膾炙が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

（１）組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（２）為替変動リスク

ファンドおよびマザーファンドが保有する外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

（３）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、エマージング諸国への投資には以下のようなリスクがあります。

1. 経済状況の変化に伴うリスク

エマージング諸国においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行うエマージング諸国の株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

2. 流動性に関するリスク

エマージング諸国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

3. 政治的・社会的な変化に伴うリスク

エマージング諸国においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

4. 制度、インフラストラクチャーに係るリスク

エマージング諸国においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

5. 企業会計や情報開示等に係るリスク

エマージング諸国においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

（４）その他のリスク及び留意点

・ ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっ

ては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

- ・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- ・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から、委託会社が市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

- ・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- ・買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、ファンドの買付、換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けたそれらの申込みの受け付けを取り消すことがあります。

- ・換金に関する制限

1. 信託期間中の英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。詳しくは、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。）には、換金の申込みを受け付けません。
2. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午（半日営業日の場合は午前9時30分）までとします。

- ・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

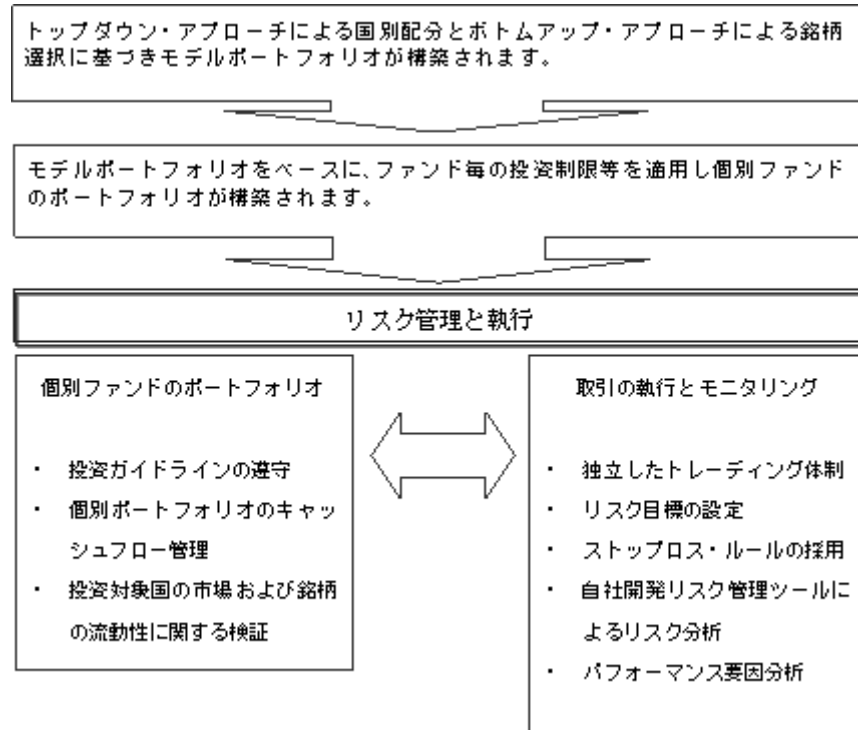
ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期（原則として信託期間は約10年）にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

（５）リスク管理

ファンドの リスク管理

アナリストおよびファンドマネジャーによるリサーチや投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。



内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス＆リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス＆リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査体制

コンプライアンス＆リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

(照会先)

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで/半日営業日の場合は午前11時まで)

4 【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくことになります。

お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
お申込時	申込手数料	販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して（注1）	合計10%（注2）
換金時（注3） 解約請求	信託財産留保額（注4）	換金申込日の翌営業日の基準価額に対し て	0.3%
	所得税および地方税	詳しくは、後記＜課税上の取扱い＞をご覧ください。	
償還時	所得税および地方税		

(注1)お客様の個別元本を基に普通分配金（課税）と特別分配金（非課税）が計算されます。（非課税の特別分配金は元本の払い戻しに相当しますので、分配後に個別元本が修正されます。）

(注2)個人の場合の税率です。詳しくは、後記＜課税上の取扱い＞をご覧ください。

(注3)換金手数料はございません。

(注4)信託財産留保額については、詳しくは、後記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項 目	費 用 ・ 税 金				
毎日	信託報酬	純資産総額に対して年1.974%(税抜1.880%)の率を乗じて得た額とします。				
		なお、委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りとします。(括弧内は税抜表示)				
		純資産額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
		600億円未満の部分	年0.945%(年0.900%)	年0.945%(年0.900%)	年0.084%(年0.080%)	年1.974%(年1.880%)
		600億円以上1,000億円未満の部分	年0.840%(年0.800%)	年1.071%(年1.020%)	年0.063%(年0.060%)	
	1,000億円以上の部分	年0.735%(年0.700%)	年1.1865%(年1.130%)	年0.0525%(年0.0500%)		
	委託会社の配分は、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬の50%以内)が含まれます。					
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.0525%(税抜0.0500%)以内(注5)					

（注5）信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525% (税抜0.0500%) を上限としてこれを変更することができます。

前記のほか、売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用等を信託財産でご負担いただきます。（これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

上記の税率は、平成21年2月17日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(1) 【申込手数料】

買付申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15% (税抜3.00%) 以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込代金は、買付申込手数料(消費税等含む)を加算した金額です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金手数料】

該当時事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の197.4 (税抜188.0) の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。(括弧内は税抜き表示)

純資産額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
600億円未満の部分	年0.945% (年0.900%)	年0.945% (年0.900%)	年0.084% (年0.080%)	年1.974% (年1.880%)
600億円以上1,000億円未満の部分	年0.840% (年0.800%)	年1.071% (年1.020%)	年0.063% (年0.060%)	
1,000億円以上の部分	年0.735% (年0.700%)	年1.1865% (年1.130%)	年0.0525% (年0.0500%)	

委託会社の配分には、マザーファンドの投資顧問会社に対する報酬（委託会社の報酬に対し50%以内）が含まれております。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 外貨建資産の保管等費用
3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

ファンド監査費用

法律顧問・税務顧問への報酬

目論見書の作成・印刷・交付費用

有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

信託約款の作成・印刷・届出費用

運用報告書の作成・印刷・交付費用

公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記４．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記４．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

ただし、平成21年および平成22年において、上場株式等の配当を含めた合計額が年間100万円（年間1銘柄あたり1万円以下のものは除きます。）を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。平成21年および平成22年において、税率は、上場株式等の譲渡益を含めた合計額が年間500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。

換金時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限り、）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

上記の税率は、平成21年2月17日の直近日現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成20年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,851,589,727	100.2
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	8,881,395	0.2
合計（純資産総額）	-	3,842,708,332	100.0

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成20年12月末日現在）

銘柄名	種類	国名	数量(口)	簿価(円)		評価(円)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	5,311,072,432	0.7211	3,829,816,653	0.7252	3,851,589,727	100.2
------------------------------	-----------	----	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.2

【投資不動産物件】
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成17年11月30日（設定日）	24,990,385,179	-	10,000	-
平成18年11月15日（第1期）	18,278,500,246	19,846,057,134	11,661	12,661
平成19年11月15日（第2期）	13,999,438,740	15,526,914,838	15,299	16,999
平成20年11月17日（第3期）	3,889,272,434	3,889,272,434	5,663	5,663
平成19年12月末	13,564,321,006	-	15,271	-
平成20年1月末	10,921,959,291	-	12,479	-
平成20年2月末	11,331,735,283	-	13,292	-
平成20年3月末	9,918,817,335	-	11,865	-
平成20年4月末	10,732,416,306	-	13,199	-
平成20年5月末	10,951,658,280	-	13,730	-
平成20年6月末	9,808,507,902	-	12,664	-
平成20年7月末	8,988,378,775	-	12,153	-
平成20年8月末	8,044,399,792	-	11,236	-
平成20年9月末	6,078,943,270	-	8,622	-

平成20年10月末	4,244,442,328	-	6,171	-
平成20年11月末	3,865,363,986	-	5,657	-
平成20年12月30日	3,842,708,332	-	5,682	-

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	1,000
第2期	1,700
第3期	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（分配金込み）（％）
第1期	26.6
第2期	45.8
第3期	63.0

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

< 参考：シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンドの運用状況 >

(1)投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国又は地域	時価(円)	投資比率 (％)
	韓国	2,024,973,062	13.8
	ブラジル	1,856,081,004	12.7
	中国	1,742,943,418	11.9
	香港	1,480,502,115	10.1
	台湾	1,286,653,529	8.8
	南アフリカ	947,323,075	6.5
	ロシア	905,125,844	6.2
	インド	705,905,400	4.8
	メキシコ	462,450,212	3.2
	マレーシア	442,749,210	3.0

株式	イスラエル	428,807,663	2.9
	エジプト	368,076,987	2.5
	タイ	340,167,963	2.3
	ポーランド	251,272,207	1.7
	トルコ	226,635,432	1.5
	インドネシア	212,352,263	1.5
	ペルー	105,304,141	0.7
	コロンビア	97,197,920	0.7
	ハンガリー	92,508,448	0.6
小計	-	13,977,029,893	95.5
カバードワラント	ルクセンブルク	64,352,996	0.4
小計	-	64,352,996	0.4
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	-	592,318,861	4.0
合計（純資産総額）	-	14,633,701,750	100.0

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

（注3）外貨建資産の時価(円)については、平成20年12月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により円換算したものです。

(2)投資資産

1.投資有価証券の主要銘柄

(平成20年12月末日現在)

	銘柄名	種類	国名	業種	保有数量	簿価（円）		評価（円）		投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	CHINA MOBILE	株式	香港	通信	845,500	796	672,596,111	904	763,972,663	5.2
2	GAO GAZPROM ADR	株式	ロシア	電気／ガス	343,139	1,397	479,357,290	1,302	446,673,987	3.1
3	PETROLEO BRASILEIRO SPONS - ADR	株式	ブラジル	石油	200,150	1,626	325,403,029	1,717	343,622,684	2.3
4	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	株式	中国	銀行	6,236,000	44	274,773,750	49	303,350,220	2.1
5	TEVA PHARMACEUTICAL-SPADR	株式	イスラエル	ヘルスケア／医薬品	72,312	3,906	282,457,708	3,779	273,242,122	1.9
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR ADR	株式	台湾	半導体	388,029	634	245,843,068	698	270,921,887	1.9

7	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	607,000	392	237,860,538	429	260,327,125	1.8
8	SAMSUNG ELECTRONICS GDR 144A	株式	韓国	電気機器	16,318	14,519	236,925,693	15,930	259,949,820	1.8
9	POSCO	株式	韓国	鉄鋼	9,378	23,590	221,231,334	27,408	257,031,286	1.8
10	SK TELECOM CO LTD	株式	韓国	通信	15,511	16,139	250,338,233	15,231	236,242,612	1.6
11	CNOOC LTD	株式	香港	石油	2,907,500	71	204,978,750	81	235,725,563	1.6
12	AMERICA MOVIL SA L ADR	株式	メキシコ	通信	84,987	2,801	238,065,806	2,766	235,108,181	1.6
13	SAMSUNG ELECTRONICS CO.	株式	韓国	電気機器	6,562	33,884	222,349,885	33,006	216,584,060	1.5
14	CHINA PETROLEUM & CHEM -H	株式	中国	石油	3,832,000	54	206,219,080	55	212,522,720	1.5
15	HON HAI PRECISION GDR	株式	台湾	電子部品	563,402	349	196,427,234	337	189,759,991	1.3
16	MTN GROUP LTD	株式	南アフリカ	通信	181,646	1,056	191,848,126	1,024	186,061,433	1.3
17	CHINA LIFE INSURANCE CO	株式	中国	保険	661,000	257	169,703,488	272	179,800,263	1.2
18	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	株式	中国	不動産	1,528,000	62	94,286,547	108	165,176,800	1.1
19	CHINA CONSTRUCTION BANK -H	株式	中国	銀行	3,214,000	49	156,345,030	50	160,499,125	1.1
20	BANCO BRADESCO SPONSORED ADR	株式	ブラジル	銀行	186,347	928	172,854,676	851	158,605,615	1.1
21	CIA VALE DO RIO DOCE - SP ADR	株式	ブラジル	鉄鋼	174,706	961	167,940,825	903	157,762,593	1.1
22	LG TELECOM COMPANY LTD	株式	韓国	通信	214,040	705	150,938,868	734	157,163,151	1.1
23	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	株式	韓国	保険	11,644	14,322	166,764,204	13,340	155,336,200	1.1
24	LUKOIL HOLDING SPON ADR	株式	ロシア	石油	50,000	2,734	136,687,007	3,086	154,295,850	1.1
25	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	株式	南アフリカ	鉱業	61,385	1,717	105,374,105	2,465	151,291,313	1.0
26	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	株式	台湾	通信	1,050,450	147	154,819,523	141	148,441,190	1.0
27	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	株式	インド	化学	59,330	2,230	132,317,477	2,382	141,344,410	1.0
28	DENWAY MOTORS LIMITED	株式	香港	輸送用機器	4,916,000	20	98,774,730	28	139,786,460	1.0
29	FIRSTRAND LTD	株式	南アフリカ	その他金融	894,963	133	119,223,899	152	136,464,853	0.9
30	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	株式	台湾	その他金融	1,424,262	86	122,646,049	95	136,011,324	0.9

(注)邦貨換算額は、平成20年12月末日現在のわが国における対顧客電信売買相場の仲値により換算したものです。

< 株 式 >

国内・外国 / 種類	業種等	投資比率(%)
	通信	21.6
	銀行	12.3
	石油	9.3
	電気 / ガス	5.2

外国株式	その他金融	4.2
	電気機器	4.2
	保険	4.1
	鉄鋼	3.5
	半導体	3.4
	ヘルスケア / 医薬品	2.5
	小売	2.3
	不動産	2.2
	住宅 / 建設	2.0
	化学	2.0
	鉱業	1.8
	輸送用機器	1.8
	電子部品	1.6
	タバコ	1.5
	建設資材	1.5
	放送 / 出版	1.3
	食料品	0.9
	飲料	0.9
	コングロマリット	0.8
	その他資源	0.7
	ビジネス、公共サービス	0.7
	その他製品	0.7
	コンピューター	0.6
	機械	0.5
	非鉄金属	0.4
	陸運	0.3
	余暇 / 娯楽	0.3
	その他エネルギー（石炭、原子力）	0.1
	空運	0.1
	卸売	0.1
	パルプ / 紙	0.1
合計	-	95.5

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する、各業種等の評価額比率です。

< カバードワラント >

種類	投資比率(%)
----	---------

カバードワラント	0.4
----------	-----

2. 投資不動産物件
該当事項はありません。

3. その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年11月30日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

< 買付申込の受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

買付の申込日が国内および英国証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）には、当該買付の申込みを受付けません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

< 買付価額と申込代金 >

買付価額は、買付申込日の翌営業日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

< 申込単位 >

1万円以上1円単位 または 1万口以上1口単位

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1.一部解約（解約請求）

< 換金（解約）申込の受付け >

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日が国内およびロンドンまたはニューヨークの休業日の場合には、当該一部解約の申込みを受付けません。

受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会

社は、一部解約の申込みを受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みの受付けを取り消すことがあります。

一部解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える一部解約の申込みは行えません。また、1日1件5億円を超える一部解約の申込みは、正午（ 半日営業日の場合は午前9時30分 ）までとします。

< 換金価額 >

換金価額は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{（注）}を控除した価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

（注）「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。（当ファンドの場合は、一部解約の申込日の翌営業日の基準価額の0.3%）

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または下記においてご照会いただけます。

・シュローダー証券投信投資顧問株式会社（委託会社）

電話 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで / 半日営業日の場合は午前11時まで）

< 換金の申込単位 >

1口単位

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合には、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則

としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
外国株式	上場銘柄	原則として外国金融商品市場における計算時に知りうる直近日の最終相場により評価
	店頭銘柄	原則として海外店頭市場における計算時に知りうる直近日の最終相場または最終買気配相場により評価

（ ）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「エマ株式」として掲載されます。

なお、販売会社または下記においてもご照会いただけます。

・シュローダー証券投信投資顧問株式会社

ホームページ <http://www.schroders.co.jp> または電話03 - 5293 - 1323(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時/半日営業日の場合は午前11時まで)

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成17年11月30日（当初信託設定日）より平成27年11月16日までとします。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、第1計算期間については平成17年11月30日から平成18年11月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

（イ）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。

（ロ）委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

（ハ）上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ニ）上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

（ホ）なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。

- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「5. 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）から（ホ）までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日以内）から毎計算期間の終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、4.に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
2. 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

- 1.償還金は、受託者が委託者の指定する預金口座に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。
- 2.償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3.受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- 1.受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 2.一部解約の請求による換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- 3.換金代金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間(平成18年11月16日から平成19年11月15日まで)については改正前の、第3期計算期間(平成19年11月16日から平成20年11月17日まで)については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成18年11月16日から平成19年11月15日まで)及び第3期計算期間(平成19年11月16日から平成20年11月17日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

シュロダー・グローバル・エマージング株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第2期 [平成19年11月15日現在]	第3期 [平成20年11月17日現在]
			金 額	金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
親投資信託受益証券			15,731,576,052	3,972,696,933
未収入金			9,927,687	4,782,192
流 動 資 産 合 計			15,741,503,739	3,977,479,125
資 産 合 計			15,741,503,739	3,977,479,125
負 債 の 部				
流 動 負 債				
未払収益分配金			1,527,476,098	-
未払解約金			54,816,933	4,782,192
未払受託者報酬			6,448,761	3,354,886
未払委託者報酬			145,098,169	75,486,021
その他未払費用			8,225,038	4,583,592
流 動 負 債 合 計			1,742,064,999	88,206,691
負 債 合 計			1,742,064,999	88,206,691
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元 本			9,150,587,486	6,868,162,212
剰 余 金				
期 末 剰 余 金			4,848,851,254	-
期 末 欠 損 金			-	2,978,889,778
（うち分配準備積立金）			(4,848,851,291)	(3,442,313,892)
剰 余 金 合 計			4,848,851,254	2,978,889,778
元 本 等 合 計			13,999,438,740	3,889,272,434
純 資 産 合 計			13,999,438,740	3,889,272,434
負債・純資産合計			15,741,503,739	3,977,479,125

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第2期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第3期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
			金 額	金 額
営 業 収 益				
有価証券売買等損益			6,221,103,531	7,118,300,634
営 業 収 益 合 計			6,221,103,531	7,118,300,634
営 業 費 用				
受託者報酬			13,160,282	8,179,754
委託者報酬			296,108,232	184,046,546
その他費用			8,225,038	4,583,592
営 業 費 用 合 計			317,493,552	196,809,892
営業利益金額			5,903,609,979	-
営業損失金額			-	7,315,110,526
経常利益金額			5,903,609,979	-
経常損失金額			-	7,315,110,526

当期純利益金額		5,903,609,979	-
当期純損失金額		-	7,315,110,526
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,559,360,718	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	860,100,311
期首剰余金		2,602,931,370	4,848,851,254
剰余金増加額		803,812,067	49,702,367
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(803,812,067)	(49,702,367)
剰余金減少額		1,374,665,346	1,422,433,184
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(1,374,665,346)	(1,422,433,184)
分配金		1,527,476,098	-
期末剰余金		4,848,851,254	-
期末欠損金		-	2,978,889,778

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第2期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第3期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成の為に基本となる重要な事項	-	計算期間の取扱い 平成20年11月15日、16日が休業日のため、第3期計算期間は平成19年11月16日から平成20年11月17日までとしております。このため当計算期間は368日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	第2期 [平成19年11月15日現在]	第3期 [平成20年11月17日現在]
1. 期首元本額	15,675,568,876円	9,150,587,486円
期中追加設定元本額	1,508,203,526円	447,534,136円
期中解約元本額	8,033,184,916円	2,729,959,410円
2. 計算期間末日における受益権の総数	9,150,587,486口	6,868,162,212口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,978,889,778円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第2期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第3期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
------------	-------------------------------------	-------------------------------------

1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,344,249,298円）、信託約款に規定される収益調整金（853,321,940円）及び分配準備積立金（1,178,756,151円）より、分配対象収益は6,376,327,389円（1万口当たり6,968.22円）であり、うち1,555,599,872円（1万口当たり1,700円）を分配金額としております。当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金の差額は、外国税控除額（28,123,774円）によるものです。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（205,096,118円）、及び分配準備積立金（3,442,313,892円）より、分配対象収益は3,647,410,010円（1万口当たり5,310.61円）であります。分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

（有価証券に関する注記）

第2期（平成19年11月15日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,731,576,052円	4,554,438,533円
合 計	15,731,576,052円	4,554,438,533円

第3期（平成20年11月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,972,696,933円	6,290,476,313円
合 計	3,972,696,933円	6,290,476,313円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期（自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期（自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期 別	第2期	第3期
項 目	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
1口当たり純資産額	1.5299円	0.5663円
（1万口当たり純資産額）	（15,299円）	（5,663円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド	5,509,217,769	3,972,696,933	
合 計		5,509,217,769	3,972,696,933	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対 象 年 月 日	注記 番号	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
			金 額	金 額
資 産 の 部				
流 動 資 産				
預金			819,422,690	603,781,912
コール・ローン			2,783,220,244	208,424,092
株式			24,023,790,261	13,611,302,566
カバードワラント			1,950,771,343	122,788,530
派生商品評価勘定			3,948,736	2,718,413
未収入金			694,348,400	165,647,829
未収配当金			5,508,383	10,901,118
流 動 資 産 合 計			30,281,010,057	14,725,564,460
資 産 合 計			30,281,010,057	14,725,564,460
負 債 の 部				
流 動 負 債				
派生商品評価勘定			4,624,345	284,139
未払金			622,121,708	11,205,469
未払解約金			11,675,225	6,730,326
流 動 負 債 合 計			638,421,278	18,219,934
負 債 合 計			638,421,278	18,219,934
純 資 産 の 部				
元 本 等				
元 本			15,657,612,449	20,394,919,217

剰 余 金			
剰 余 金		13,984,976,330	-
欠 損 金		-	5,687,574,691
剰 余 金 合 計		13,984,976,330	5,687,574,691
元 本 等 合 計		29,642,588,779	14,707,344,526
純 資 産 合 計		29,642,588,779	14,707,344,526
負債・純資産合計		30,281,010,057	14,725,564,460

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、カバードワラント 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式、カバードワラント 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	対象年月日 [平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
1. 期首元本額	15,679,403,724円	15,657,612,449円
期中追加設定元本額	9,740,264,754円	16,840,641,145円

期中解約元本額	9,762,056,029円	12,103,334,377円
元本の内訳 ファンド名		
シュローダー・グローバル ・エマージング株式ファンド	8,309,516,191円	5,509,217,769円
シュローダー・グローバル ・エマージング株式ファンド (ラップ向け)	171,381,816円	98,787,359円
シュローダー・エマージング株式 ファンド(3ヵ月決算型)	2,661,618,979円	3,208,859,639円
シュローダー・エマージング株式 ファンド(1年決算型)	1,253,115,883円	1,829,804,188円
シュローダー・グローバル ・エマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	1,528,970,556円	807,452,221円
シュローダー・エマージング ・エクイティ・ファンド (適格機関投資家専用)	1,733,009,024円	8,940,798,041円
計	15,657,612,449円	20,394,919,217円
2.対象年月日における受益権の総数	15,657,612,449口	20,394,919,217口
3.元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,687,574,691円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成19年11月15日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	24,023,790,261円	4,768,488,553円
カバードワラント	1,950,771,343円	367,973,044円
合 計	25,974,561,604円	5,136,461,597円

(平成20年11月17日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	13,611,302,566円	8,810,497,882円
カバードワラント	122,788,530円	223,605,293円
合 計	13,734,091,096円	9,034,103,175円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	対象期間 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	[平成19年11月15日現在]			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	250,504,016	-	251,075,546	571,530
	香港ドル	111,454,425	-	111,610,414	155,989
	フィリピンペソ	28,609,859	-	28,609,859	0
	ブラジルレアル	2,256,097	-	2,276,367	20,270
	南アフリカランド	119,335,794	-	116,235,267	3,100,527
	買 建				
	米ドル	261,656,175	-	258,275,443	3,380,732
	香港ドル	88,333,169	-	88,467,434	134,265
	インドネシアルピア	35,061,365	-	35,267,738	206,373
	ブラジルレアル	16,723,588	-	16,738,288	14,700
	マレーシアリングット	10,291,873	-	10,261,812	30,061
	南アフリカランド	29,406,143	-	29,427,719	21,576
	ポーランドズロチ	70,687,878	-	70,693,410	5,532
	合 計	1,024,320,382	-	1,018,939,297	675,609

(単位：円)

区分	種 類	[平成20年11月17日現在]			
		契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	米ドル	202,068,390	-	199,430,551	2,637,839
	香港ドル	6,030,193	-	5,982,105	48,088
	ハンガリーフォリント	4,841,037	-	5,023,656	182,619
	買 建				
	米ドル	10,871,230	-	10,861,060	10,170
	マレーシアリングット	6,454,390	-	6,395,526	58,864
	合 計	230,265,240	-	227,692,898	2,434,274

(注) 時価の算定方法

- 1 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）
 （自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日）
 該当事項はありません。

（自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）
 該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

対象年月日		
項目	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.8932円 (18,932円)	0.7211円 (7,211円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	INFOSYS TECHNOLOGIES ADR	13,400	24.720	331,248.000	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	29,800	13.030	388,294.000	
	BANCO BRADESCO SA SP ADR	186,347	10.190	1,898,875.930	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD ADR	60,706	15.720	954,298.320	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	53,130	27.600	1,466,388.000	
	SILICON PRECISION ADR	273,308	4.300	1,175,224.400	
	AMERICA MOVIL SAB SERIES L ADR	78,287	30.760	2,408,108.120	
	GRUPO TELEvisa SA SP ADR	53,500	15.090	807,315.000	
	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	35,400	28.070	993,678.000	
	CENTRAL EUROPEAN DISTRIBUTION CO	9,400	23.130	217,422.000	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD ADR	72,312	42.910	3,102,907.920	
	LUKOIL HOLDING SP ADR	53,000	30.000	1,590,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR SP ADR	494,229	6.960	3,439,833.840	
	JSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	111,000	7.600	843,600.000	
	PETROLEO BRASILEIRO SPONS-ADR	200,150	17.860	3,574,679.000	
	COMPANHIA VALE DO RIO DOCE SP ADR	174,706	10.560	1,844,895.360	
	UNIAO DE BANCOS BRASILEIROS SA ADR	6,969	59.600	415,352.400	
	GERDAU SA-SPON ADR	41,800	6.070	253,726.000	
	CREDICORP LTD	12,300	39.820	489,786.000	
	TAM SA-SPONSORED ADR	27,000	7.280	196,560.000	
	MECHEL OAO-ADR	46,232	5.800	268,145.600	

	GAZPROM ADR	319,439	15.580	4,976,859.620	
	HON HAI PRECISION GDR	666,702	3.830	2,553,468.660	
	ORASCOM CONSTRUCTION-GDR	11,350	64.300	729,805.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS GDR 144A	16,318	159.500	2,602,721.000	
	GAZPROM OIL CO-GDR	286,300	3.170	907,571.000	
	CIA VALE DO RIO DOCE ADR	28,300	11.470	324,601.000	
	URALKALI GDR	16,150	7.800	125,970.000	
	LUKOIL-SPON ADR	2,400	30.650	73,560.000	
	BANCOLOMBIA SA ADR	47,100	18.690	880,299.000	
米ドル	(邦貨換算)			(3,844,892,845)	
通貨小計		3,427,035		39,835,193.170	
香港ドル	CHINA MOBILE	708,000	68.050	48,179,400.000	
	DENWAY MOTORS LTD	5,422,000	1.710	9,271,620.000	
	CHINA UNICOM HONG KONG	1,288,000	9.600	12,364,800.000	
	CNOOC LTD	3,165,500	6.000	18,993,000.000	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	348,000	27.800	9,674,400.000	
	FRANSHION PROPERTIES	3,484,000	1.260	4,389,840.000	
	HIDILI INDUSTRY INTL DEVELOPMENT	900,000	1.650	1,485,000.000	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES-H	1,734,000	4.090	7,092,060.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	4,692,000	4.580	21,489,360.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO	661,000	21.850	14,442,850.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	636,000	33.350	21,210,600.000	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1,033,000	5.990	6,187,670.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK -H	3,350,000	4.140	13,869,000.000	
	CHINA MERCHANTS BANK -H	259,000	13.720	3,553,480.000	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	6,236,000	3.750	23,385,000.000	
	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	1,189,000	3.910	4,648,990.000	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	322,000	4.620	1,487,640.000	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO LTD	48,000	6.990	335,520.000	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	1,018,000	5.330	5,425,940.000	
香港ドル	(邦貨換算)			(2,832,202,817)	
通貨小計		36,493,500		227,486,170.000	
台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR	982,222	41.700	40,958,657.400	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	93,750	60.000	5,625,000.000	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	2,576,893	9.210	23,733,184.530	
	SINOPAC HOLDINGS	2,447,000	5.890	14,412,830.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	1,759,262	31.200	54,888,974.400	
	TAIWAN CEMENT	1,589,000	21.400	34,004,600.000	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	1,264,450	53.400	67,521,630.000	
台湾ドル	(邦貨換算)			(701,731,590)	
通貨小計		10,712,577		241,144,876.330	
エジプトbond	ORASCOM CONSTRUCTION INDUSTRIES	21,988	169.440	3,725,646.720	
	TELECOM EGYPT	466,588	15.020	7,008,151.760	
エジプトbond	(邦貨換算)			(187,626,797)	
通貨小計		488,576		10,733,798.480	

イスラエルシェケル	MAKHTESHIM-AGAN INDUSTRIES	187,438	10.440	1,956,852.720	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CP	320,919	5.550	1,781,100.450	
	SHUFERSAL LIMITED	222,744	14.600	3,252,062.400	
イスラエルシェケル	(邦貨換算)			(173,562,086)	
通貨小計		731,101		6,990,015.570	
新トルコリラ	TURKIYE IS BANKASI C	396,962	3.760	1,492,577.120	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL	58,722	15.000	880,830.000	
	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	404,073	3.480	1,406,174.040	
新トルコリラ	(邦貨換算)			(226,699,277)	
通貨小計		859,757		3,779,581.160	
メキシコペソ	URBI DESARROLLOS URBANOS SA	461,800	19.210	8,871,178.000	
メキシコペソ	(邦貨換算)			(66,356,411)	
通貨小計		461,800		8,871,178.000	
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	45,372	1,148.550	52,112,010.600	
	ICICI BANK LTD	20,458	395.950	8,100,345.100	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	72,913	650.150	47,404,386.950	
	ITC LTD	377,660	169.550	64,032,253.000	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	46,202	1,280.100	59,143,180.200	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	39,541	1,558.650	61,630,579.650	
インドルピー	(邦貨換算)			(587,769,738)	
通貨小計		602,146		292,422,755.500	
インドネシアルピア	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA	1,744,500	5,800.000	10,118,100,000.000	
	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	3,035,500	2,900.000	8,802,950,000.000	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	4,158,500	1,750.000	7,277,375,000.000	
インドネシアルピア	(邦貨換算)			(220,066,770)	
通貨小計		8,938,500		26,198,425,000.000	
ブラジルリアル	USINAS SIDER MINAS PR-A	7,400	21.800	161,320.000	
	CENTRAIS ELETRICAS PR B	5,400	23.550	127,170.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRS ON	33,900	25.790	874,281.000	
	COMPANHIA ENERGETICA MINAS GERAIS	63,548	36.700	2,332,211.600	
	BANCO BRADESCO PN	33,700	23.950	807,115.000	
	PETROLEO BRASILEIRO PN	72,000	20.760	1,494,720.000	
	UNIBANCO-UNITS	222,228	14.050	3,122,303.400	
	CIA VALE DO RIO PRE A	33,600	24.500	823,200.000	
	BRADSPAR SA	87,800	18.940	1,662,932.000	
	COMPANHIA BEBIDAS PN	3,700	107.400	397,380.000	
	PERDIGAO SA	2,600	34.400	89,440.000	
	TAM SA PREF	1,200	17.000	20,400.000	
	ALL AMERICA LATINA LAGISTICA	9,700	9.980	96,806.000	
	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIAS	76,548	22.000	1,684,056.000	
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	24,444	13.000	317,772.000	
	BRASIL TELECOM PART SA	33,600	52.400	1,760,640.000	

	GERDAU METALURGICA SA-PREF	7,300	19.990	145,927.000	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	40,425	21.000	848,925.000	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES PREF	60,534	48.380	2,928,634.920	
	GVT HOLDING SA	2,100	22.730	47,733.000	
	WEG SA	191,464	13.000	2,489,032.000	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	46,880	26.780	1,255,446.400	
	TELE NORTE LESTE PAR-PREF	11,700	28.700	335,790.000	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	60,800	25.100	1,526,080.000	
	EMPRESA BRASILEIRA DE AERONAUTICA	115	8.150	937.250	
	CIA VALE DO RIO DOCE	21,100	27.050	570,755.000	
	BM&F BOVESPA SA	40,500	5.080	205,740.000	
	GERDAU SA	4,800	11.860	56,928.000	
ブラジルリアル	(邦貨換算)			(1,135,847,846)	
通貨小計		1,199,086		26,183,675.570	
韓国ウォン	HANKOOK TIRE CO LTD	137,950	14,200.000	1,958,890,000.000	
	KOREA EXCHANGE BANK	58,090	5,600.000	325,304,000.000	
	POHANG IRON & STEEL CO LTD	7,222	318,500.000	2,300,207,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS	6,095	465,000.000	2,834,175,000.000	
	SK TELECOM CO LTD	15,511	222,000.000	3,443,442,000.000	
	SHINSEGAE CO LTD	2,904	459,000.000	1,332,936,000.000	
	L.G. ELECTRONICS INC	5,518	79,800.000	440,336,400.000	
	KT&G CORPORAION	17,866	85,300.000	1,523,969,800.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	13,623	197,000.000	2,683,731,000.000	
	HYUNDAI MOBIS	21,554	78,200.000	1,685,522,800.000	
	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	33,260	31,050.000	1,032,723,000.000	
	HANA FINANCIAL GROUP	34,880	14,550.000	507,504,000.000	
	LG TELECOM COMPANY LTD	214,040	9,700.000	2,076,188,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	36,513	32,150.000	1,173,892,950.000	
韓国ウォン	(邦貨換算)			(1,585,679,892)	
通貨小計		605,026		23,318,821,950.000	
マレーシアリンギット	TELEKOM MALAYSIA	1,264,400	2.850	3,603,540.000	
	BUMIPUTRA-COMMERCE HLDGS BHD	442,900	6.150	2,723,835.000	
	RESORTS WORLD BERHAD	3,233,800	2.690	8,698,922.000	
	KUALALUMPUR KEPONG BERHAD	210,700	8.350	1,759,345.000	
マレーシアリンギット	(邦貨換算)			(450,190,918)	
通貨小計		5,151,800		16,785,642.000	
南アフリカランド	SASOL LTD	41,618	249.990	10,404,083.820	
	NASPERS LTD N SHS	80,461	149.000	11,988,689.000	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	61,385	179.000	10,987,915.000	
	MTN GROUP LTD	158,117	110.990	17,549,405.830	
	FIRSTRAND LTD	837,689	13.900	11,643,877.100	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	55,294	113.250	6,262,045.500	
	TELKOM SOUTH AFRICA LTD-W/I	37,126	111.000	4,120,986.000	
	RAUBEX GROUP LTD	210,514	21.000	4,420,794.000	
	MR PRICE GROUP LTD	207,353	24.500	5,080,148.500	
南アフリカランド	(邦貨換算)			(780,052,157)	

通貨小計		1,689,557		82,457,944.750	
タイバーツ	KASIKORNBANK PUBLIC CO LTD FOREIGN	201,600	50.500	10,180,800.000	
	PTT PCL/FOREIGN	200	164.000	32,800.000	
	ADVANCE INFO SERVICES FOREIGN	694,300	78.500	54,502,550.000	
	PTT EXPLORATION & PROD F	353,700	96.000	33,955,200.000	
	SIAM COMMERCIAL BK F R	956,700	52.500	50,226,750.000	
	LAND & HOUSES PUBLIC CO LTD FOREIGN	4,169,400	3.240	13,508,856.000	
	KASIKORNBANK PCL -NVDR	525,800	50.000	26,290,000.000	
タイバーツ	(邦貨換算)			(520,803,598)	
通貨小計		6,901,700		188,696,956.000	
ポーランドズロチ	PKO BANK POLSKI SA	94,203	30.100	2,835,510.300	
	TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	191,657	19.500	3,737,311.500	
ポーランドズロチ	(邦貨換算)			(217,889,042)	
通貨小計		285,860		6,572,821.800	
ハンガリーフォリント	RICHTER GEDEON NYRT	6,847	25,400.000	173,913,800.000	
ハンガリーフォリント	(邦貨換算)			(79,930,782)	
通貨小計		6,847		173,913,800.000	
合計				(13,611,302,566)	
		78,554,868		13,611,302,566	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
カバードワラント	米ドル	DB SBERBANK RF WARRANT 02/28/2018	1,397,974	1,272,156.34	
	米ドル	(邦貨換算)		(122,788,530)	
	通貨小計		1,397,974	1,272,156.34	
合 計			1,397,974	(122,788,530)	
				122,788,530	

- 注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. カバードワラントにおける券面総額の数値は証券数を表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 30銘柄 カバードワラント 1銘柄	96.9% 3.1%	28.9%
香港ドル	株式 19銘柄	100.0%	20.6%
台湾ドル	株式 7銘柄	100.0%	5.1%
エジプトポンド	株式 2銘柄	100.0%	1.4%
イスラエルシェケル	株式 3銘柄	100.0%	1.2%
新トルコリラ	株式 3銘柄	100.0%	1.6%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%	0.5%

インドルピー	株式	6銘柄	100.0%	4.3%
インドネシアルピア	株式	3銘柄	100.0%	1.6%
ブラジルリアル	株式	28銘柄	100.0%	8.3%
韓国ウォン	株式	14銘柄	100.0%	11.5%
マレーシアリングット	株式	4銘柄	100.0%	3.3%
南アフリカランド	株式	9銘柄	100.0%	5.7%
タイバーツ	株式	7銘柄	100.0%	3.8%
ポーランドズロチ	株式	2銘柄	100.0%	1.6%
ハンガリーフォリント	株式	1銘柄	100.0%	0.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年12月末日現在 / 単位：円)

	資産総額	3,852,969,461
	負債総額	10,261,129
	純資産総額(-)	3,842,708,332
	発行済数量(口)	6,762,718,030
	1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.5682 (5,682)

(参考)マザーファンド

純資産額計算書

(平成20年12月末日現在 / 単位：円)

	資産総額	14,655,052,347
	負債総額	21,350,597
	純資産総額(-)	14,633,701,750
	発行済数量(口)	20,177,786,504
	1口当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.7252 (7,252)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	31,413,101,537	15,737,532,661	15,675,568,876
第2期	1,508,203,526	8,033,184,916	9,150,587,486
第3期	447,534,136	2,729,959,410	6,868,162,212

第三部【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（本書提出日現在）

- (1) 資本金の額
委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。
- (2) 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。
- (3) 発行済株式数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。
- (4) 直近5ヵ年における資本の額の増減
該当事項はありません。
- (5) 委託会社の機構
経営体制

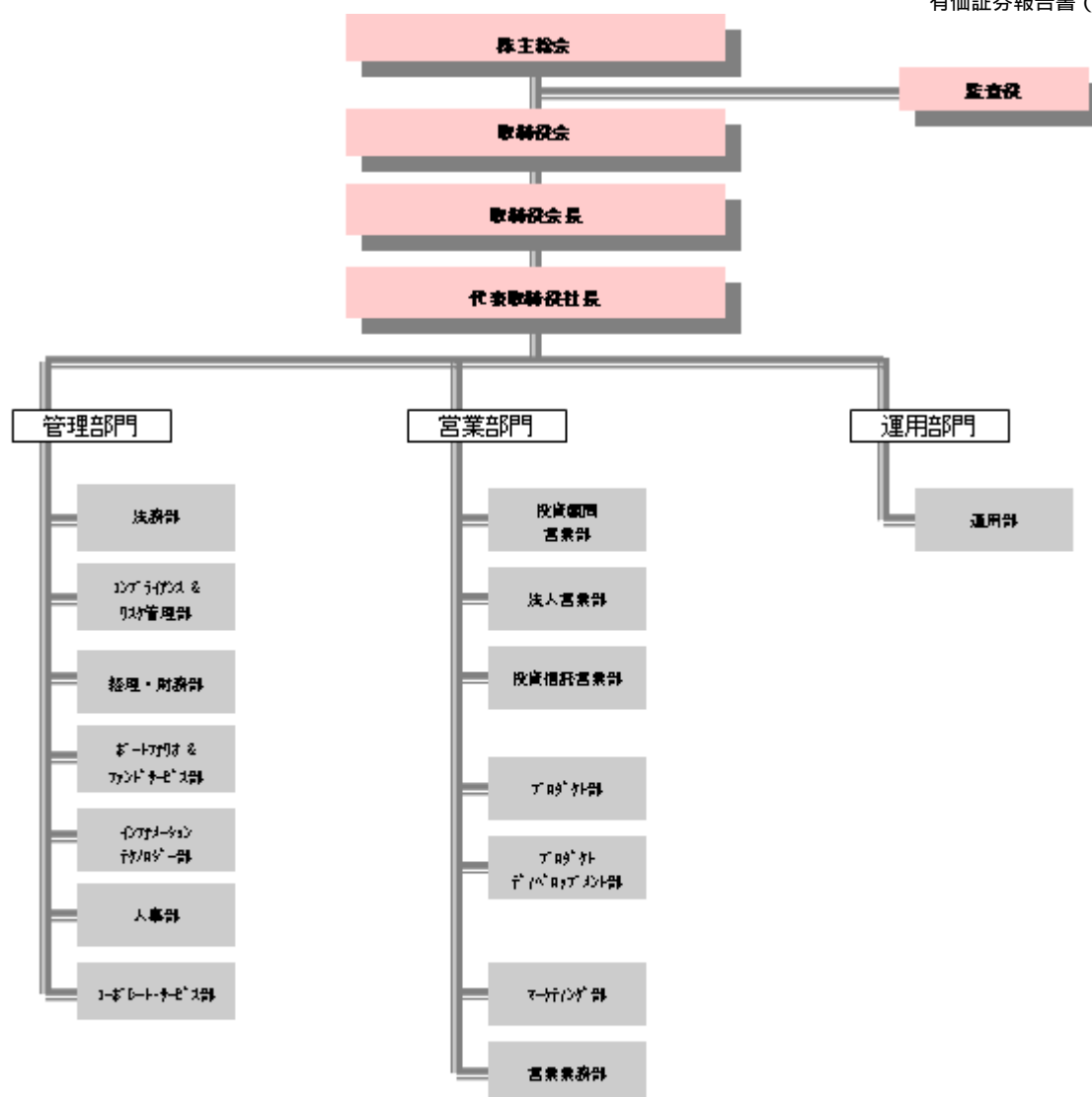
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

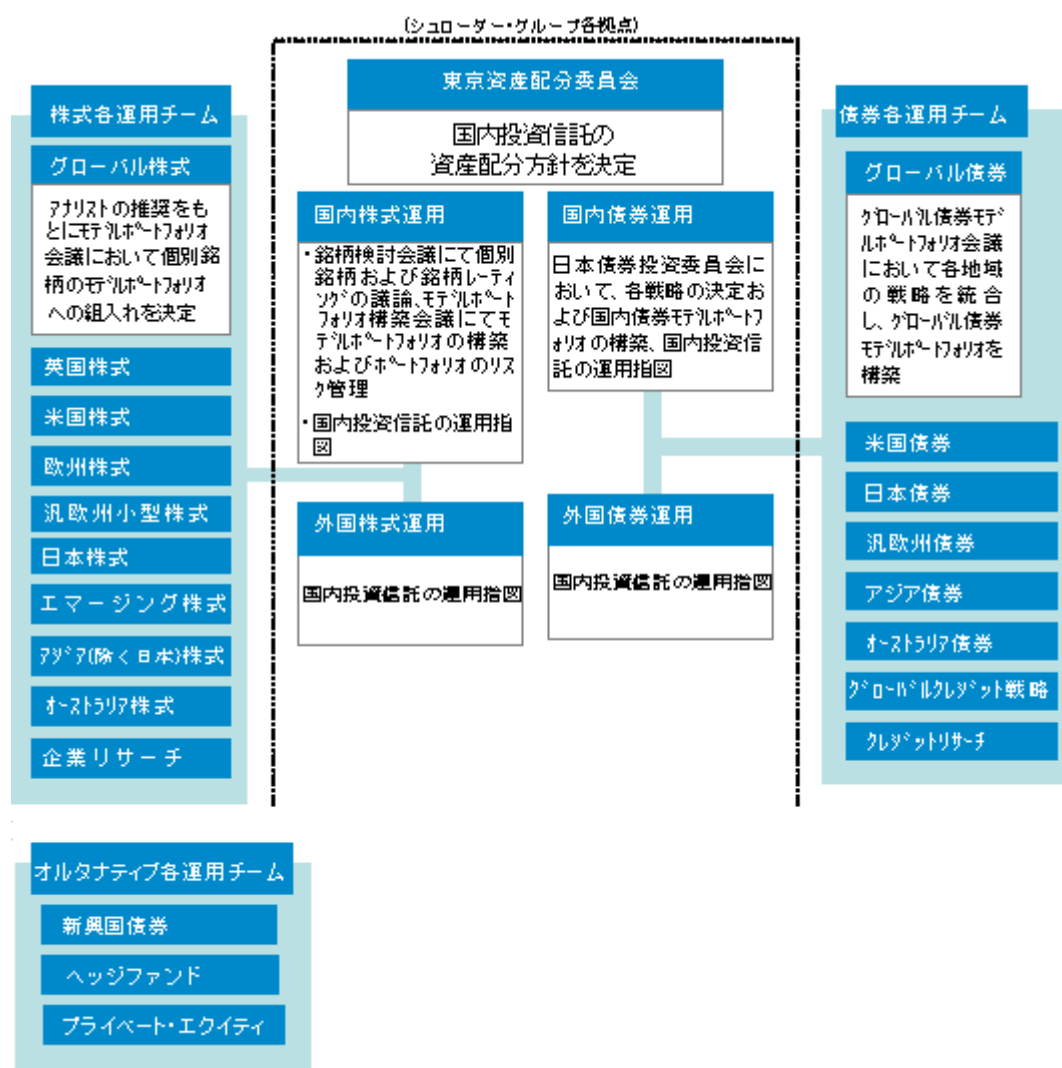
取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなればなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6本	17,549,221,108
追加型株式投資信託	58本	291,515,746,121
合計	64本	309,064,967,229

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第16期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第18期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別		第16期 [平成19年3月31日現在]			第17期 [平成20年3月31日現在]		
資 産 の 部							
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
流 動 資 産		千円	千円	%	千円	千円	%
預 金			7,260,343			6,226,664	
支払委託金			3			-	
収益分配金		3			-		
前 払 費 用			73,851			103,522	
未 収 入 金			298,812			369,424	
未収委託者報酬			645,861			895,411	
未収投資顧問料			1,280,423			1,063,814	
繰延税金資産			359,374			336,049	
流 動 資 産 計			9,918,671	91.7		8,994,887	89.0
固 定 資 産							
有 形 固 定 資 産			108,404	1.0		106,359	1.1
建物付属設備	*1	59,267			55,388		
器 具 備 品	*1	49,137			50,971		
無 形 固 定 資 産			21,283	0.2		33,205	0.3
電話加入権		3,699			3,699		
ソフトウェア	*2	17,584			29,505		
投資その他の資産			771,339	7.1		968,421	9.6
投資有価証券		100,686			100,026		
繰延税金資産		438,438			635,940		
長期差入保証金		232,214			231,654		
その他投資		950			1,750		
貸倒引当金		950			950		
固 定 資 産 計			901,027	8.3		1,107,987	11.0
資 産 合 計			10,819,698	100.0		10,102,874	100.0

期 別		第16期 [平成19年3月31日現在]			第17期 [平成20年3月31日現在]			
負 債 の 部								
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比	
流 動 負 債	*3	千円	千円	%	千円	千円	%	
預 り 金			20,243			51,772		
未 払 金			1,663,240			2,539,518		
未払収益分配金		785			951			
未払償還金		41,571			45,482			
未払手数料		231,694			361,884			
その他未払金		1,389,189			2,131,199			
未払費用			71,699			138,673		
未払法人税等			430,735			56,443		
未払消費税等			12,132			42,842		
賞与引当金			189,219			243,765		
流 動 負 債 計			2,387,271	22.1		3,073,015	30.4	
固 定 負 債								
長期未払金			209,246			101,248		
長期未払費用			40,985			16,394		
長期借入金			-			1,500,000		
退職給付引当金			938,633			730,291		
役員退職慰労引当金		80,388			3,695			
固 定 負 債 計		1,269,253	11.7		2,351,628	23.3		

負債合計			3,656,524	33.8		5,424,644	53.7
純資産の部							
科目	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000	4.5		490,000	4.9
資本剰余金							
資本準備金		500,000			500,000		
資本剰余金合計			500,000	4.6		500,000	4.9
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		6,157,287			3,672,793		
利益剰余金合計			6,157,287	56.9		3,672,793	36.4
株主資本合計			7,147,287	66.1		4,662,793	46.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		15,886			15,436		
評価・換算差額等合計			15,886	0.1		15,436	0.1
純資産合計			7,163,174	66.2		4,678,229	46.3
負債・純資産合計			10,819,698	100.00		10,102,874	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別		第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬			4,322,267			6,159,254	
投資顧問料			4,941,313			3,648,390	
その他営業収益			2,723,428			2,887,429	
営業収益計			11,987,010	100.0		12,695,074	100.0
営業費用							
支払手数料			1,564,153			2,526,558	
広告宣伝費			134,965			288,392	
公 告 費			3,524			514	
受益証券発行費			17,999			-	
調 査 費			1,459,839			2,274,879	
調 査 費		184,790			514,665		
委託調査費		1,272,119			1,755,474		
図 書 費		2,929			4,739		
委託計算費			89,621			93,521	
事務委託費			822			4,928	
営業雑経費			82,435			155,923	
通 信 費		39,394			36,227		
印 刷 費		27,543			97,436		
協 会 費		12,063			19,050		
諸 会 費		3,433			3,209		
その他営業費用			-			27,039	
営業費用計			3,353,361	28.0		5,371,757	42.3
一般管理費							
給 料			3,292,441			3,208,200	
役員報酬	*1	624,941			525,273		
給料・手当		1,777,691			1,808,975		
賞 与		889,808			873,951		

交 際 費			17,576			13,615	
旅費交通費			93,609			90,069	
租税公課			44,609			38,377	
不動産賃借料			341,103			327,308	
賞与引当金繰入			190,871			243,765	
退職給付費用			176,567			187,157	
役員退職慰労引当金繰入			-			19,001	
法定福利費			191,826			253,009	
固定資産減価償却費			54,934			50,641	
諸 経 費			1,118,537			1,183,865	
一般管理費計			5,522,077	46.0		5,615,012	44.2
営業利益			3,111,570	26.0		1,708,304	13.5
営業外収益							
受取利息			7,216			18,292	
受取保険金			-			8,663	
未払賃借料戻入益			25,288			-	
雑 益			2,342			3,940	
営業外収益計			34,847	0.3		30,895	0.2
営業外費用							
支払利息	*3		132			15,792	
為替差損			19,925			50,758	
有価証券売却損			1,830			-	
事務処理損失			9			14,421	
賃貸借解約違約金			25,288			-	
雑 損 失			70			2,069	
営業外費用計			47,256	0.4		83,042	0.7
経常利益			3,099,161	25.9		1,656,157	13.0
特別利益							
役員退職慰労引当金戻入益			13,629			-	
特別利益計			13,629	0.1		-	0.0
特別損失							
過年度調査費	*4		-			599,591	
固定資産除却損	*2		826			3,598	
特別損失計			826	0.0		603,190	4.7
税引前当期純利益			3,111,965	26.0		1,052,966	8.3
法人税、住民税及び事業税		1,451,268			711,323		
法人税等調整額		111,241	1,562,509	13.1	173,868	537,455	4.2
当期純利益			1,549,455	12.9		515,511	4.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第16期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(単位：千
円)

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高	490,000	500,000	4,607,832	5,597,832	9,349
当事業年度中の変動額					
当期純利益	-	-	1,549,455	1,549,455	-

株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	6,537
当事業年度中の変動額 合計	-	-	1,549,455	1,549,455	6,537
平成19年3月31日 残高	490,000	500,000	6,157,287	7,147,287	15,886

第17期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(単位：千
円)

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高	490,000	500,000	6,157,287	7,147,287	15,886
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	3,000,005	3,000,005	-
当期純利益	-	-	515,511	515,511	-
株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	450
当事業年度中の変動額 合計	-	-	2,484,494	2,484,494	450
平成20年3月31日 残高	490,000	500,000	3,672,793	4,662,793	15,436

重要な会計方針

期 別	第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
科 目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、移動平均法 により算定）	その他有価証券 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左
---------------------------	---	---------------------

（会計処理方法の変更）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は7,163,174千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

（表示方法の変更）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
（損益計算書） 前期まで「諸経費」に含めて表示しておりました派遣報酬は、当期より「給料・手当」に含めております。なお、当期の「給料・手当」に含まれている派遣報酬は81,528千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第16期 平成19年3月31日現在	第17期 平成20年3月31日現在														
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>149,539千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>252,067千円</td></tr> </table> *2 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>96,059千円</td></tr> </table>	建物付属設備	149,539千円	器具備品	252,067千円	ソフトウェア	96,059千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>168,339千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>256,375千円</td></tr> </table> *2 *3 関係会社項目 <table> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>1,500,000千円</td></tr> </table>	建物付属設備	168,339千円	器具備品	256,375千円	固定負債		長期借入金	1,500,000千円
建物付属設備	149,539千円														
器具備品	252,067千円														
ソフトウェア	96,059千円														
建物付属設備	168,339千円														
器具備品	256,375千円														
固定負債															
長期借入金	1,500,000千円														

（損益計算書関係）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
--------------------------------------	--------------------------------------

*1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額1,500,000千円以内 （平成18年3月1日から平成19年2月28日、平成18年9月1日臨時株主総会にて年額 800,000千円以内より改定） 年額1,500,000千円以内 （平成19年3月1日から平成20年2月29日） 監査役 年額20,000千円以内	
*2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 826千円	*2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 2,255千円 器具備品 1,343千円
	*3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 15,665千円
	*4. 過年度調査費はグループ会社間の移転価格算定方法を遡及的に変更したことに伴うものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第15期事業年度末 株式数	第16期事業年度 増加株式数	第16期事業年度 減少株式数	第16期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	利益剰余金	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第16期事業年度末 株式数	第17期事業年度 増加株式数	第17期事業年度 減少株式数	第17期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月27日	普通株式	3,000,005	306,123	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	財務諸表等規則附則（平成19年8月15日内閣府令第65号）第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第16期 (平成19年3月31日現在)			第17期 (平成20年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	73,900	100,686	26,786	73,900	99,947	26,047
小 計	73,900	100,686	26,786	73,900	99,947	26,047
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	-	-	-	100	78	21
小 計	-	-	-	100	78	21
合 計	73,900	100,686	26,786	74,000	100,026	26,026

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 938,633千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 730,291千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 176,567千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 187,157千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円	1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円
賞与引当金損金算入	賞与引当金損金算入
限度超過額 76,993	限度超過額 99,188
未払事業税否認 28,497	未払事業税否認 2,934
未払費用否認 285,767	未払費用否認 574,384
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額 381,930	算入限度超過額 297,163
役員退職慰労引当金否認 32,710	役員退職慰労引当金否認 1,503
その他 5,917	その他 9,705
繰延税金資産合計 811,816	繰延税金資産合計 984,879
繰延税金負債	繰延税金負債
投資有価証券評価差額金 10,899	投資有価証券評価差額金 10,590
その他 3,104	その他 2,298
繰延税金負債合計 14,004	繰延税金負債合計 12,888
差引：繰延税金資産の純額 797,812	差引：繰延税金資産の純額 971,989
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
交際費等永久に損金に算入 されない項目 8.1%	交際費等永久に損金に算入 されない項目 10.2%
その他 1.4%	その他 0.1%
税効果適用後の法人税等の 負担率 50.2%	税効果適用後の法人税等の 負担率 51.0%

（関連当事者との取引）

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 兼任等	事業上 の関係				
									千円		千円

親会社の子会社	シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	374,853	未収投資顧問料	11,013
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	1,645,622	未収入金	210,323
								情報提供業務報酬の受取（注3）	278,253		
								投資顧問報酬の支払（注1）	838,287	未払金（その他未払金）	188,043
								一般管理費（諸経費）の支払（注3）	239,461		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- （注2）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- （注3）情報提供業務、一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（2）役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	千円 9,000	-	-
	アンドリュース・ウィリアムス・ローズ	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	1,900	-	-

（注1）社内規定に基づいた額を負担しております。

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	シュロダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有直接100%	-	-	資金の借入（注1）	千円 1,500,000	長期借入金	千円 1,500,000
								利息の支払（注1）	15,665	その他未払金	3,384

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。
- なお、担保は提供しておりません。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
									千円		千円

親会社の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	81,404	未収投資顧問料	-
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	1,453,687	未収入金	274,654
								情報提供業務報酬の受取（注3）	288,694		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,253,658	未払金（その他未払金）	1,008,741
								調査費の支払 過年度調査費の支払（注3）	284,675 599,591		
								その他営業費用の支払（注3）	27,039		
								一般管理費（諸経費）の支払（注3）	170,875		
親会社の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブルク	12,650,000ユーロ	投資運用業	-	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	503,926	未収投資顧問料	22,457
								サービス提供業務報酬の受取（注2）	200,166	未収入金	13,214
								投資顧問報酬の支払（注1）	325,921	未払金（その他未払金）	115,341
								調査費の支払（注3）	23,978		

（注1）各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注3）情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	ジョン・ジェラルド・マクロークリン	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	千円 9,000	-	-
	ディディエ・ドゥヴレーヌ	-	-	当社取締役	なし	-	-	社宅家賃の一部負担（注1）	2,025	-	-

（注1）社内規定に基づいた額を負担しております。

（１株当たり情報）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	730,936円17銭	1株当たり純資産額	477,370円40銭
1株当たり当期純利益	158,107円68銭	1株当たり当期純利益	52,603円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,549,455千円	損益計算書上の当期純利益	515,511千円
普通株式に係る当期純利益	1,549,455千円	普通株式に係る当期純利益	515,511千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

（重要な後発事象）

第16期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第17期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1. 平成19年4月3日付で証券取引法に基づく証券会社として登録を行なったことにより、同日付で商号をシュローダー証券投信投資顧問株式会社に変更いたしました。 2. 平成19年6月13日開催の取締役会決議に基づき、証券会社の自己資本規制に関連して劣後借入を目的として、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結することとなりました。 借入先：シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー 借入金額：30億円を上限とする			

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

第18期 中間会計期間末 平成20年9月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	6,460,686
立替金	5,392
前払費用	115,990
未収入金	210,585
未収委託者報酬	2,433,839
未収運用受託報酬	686,669
繰延税金資産	727,680
流 動 資 産 合 計	10,640,843
固 定 資 産	

有 形 固 定 資 産		
建物付属設備(純額)	*1	48,350
器具備品(純額)	*1	58,964
有形固定資産合計		107,314
無 形 固 定 資 産		30,022
投資その他の資産		
投資有価証券		97,932
繰延税金資産		507,844
長期差入保証金		232,254
その他		1,750
貸倒引当金		950
投資その他の資産合計		838,831
固 定 資 産 合 計		976,168
資 産 合 計		11,617,012

(単位：千円)

第18期 中間会計期間末

平成20年9月30日現在

負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金		45,892
未払金		2,718,216
未払費用		329,203
未払法人税等		501,761
未払消費税等	*2	45,759
1年内返済予定の長期借入金		1,500,000
賞与引当金		727,380
流 動 負 債 合 計		5,868,214
固 定 負 債		
長期未払金		77,714
長期未払費用		51,731
退職給付引当金		753,701
役員退職慰労引当金		4,811
固 定 負 債 合 計		887,959
負 債 合 計		6,756,173
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,856,644
利益剰余金合計		3,856,644
株主資本合計		4,846,644
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		14,194
評価・換算差額等合計		14,194
純 資 産 合 計		4,860,838
負 債 純 資 産 合 計		11,617,012

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第18期 中間会計期間
		自 平成20年4月 1日
		至 平成20年9月30日
営 業 収 益		
委託者報酬		4,155,388
運用受託報酬		1,198,285
その他営業収益		1,068,756
営 業 収 益 計		6,422,429
営業費用及び一般管理費	*3	6,075,433
営 業 利 益		346,996
営 業 外 収 益	*1	49,868
営 業 外 費 用	*2	12,628
経 常 利 益		384,237
特 別 利 益		-
特 別 損 失		19
税引前中間純利益		384,217
法人税、住民税及び事業税		463,049
法人税等調整額		262,682
法人税等合計		200,367
中間純利益		183,850

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第18期 中間会計期間
		自 平成20年4月 1日
		至 平成20年9月30日
株主資本		
資本金		
前期末残高		490,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		500,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		3,672,793
当中間期変動額		
中間純利益		183,850
当中間期変動額合計		183,850
当中間期末残高		3,856,644
株主資本合計		
前期末残高		4,662,793
当中間期変動額		
中間純利益		183,850
当中間期変動額合計		183,850
当中間期末残高		4,846,644
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金

前期末残高	15,436
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,241
当中間期変動額合計	1,241
当中間期末残高	14,194

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用 分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づ く定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額を 計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生して いると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規 定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってお ります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
-----	--

リース取引に関する会計基準	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。
---------------	--

表示方法の変更

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
中間貸借対照表関係	前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「未収運用受託報酬」として計上しております。
中間損益計算書関係	前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間から「運用受託報酬」として計上しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第18期中間会計期間末 平成20年9月30日現在
*1．有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備 175,378千円 器具備品 266,291千円
*2．消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
*1．営業外収益の主要項目	受取利息 24,570千円 為替差益 23,160千円
*2．営業外費用の主要項目	支払利息 12,288千円
*3．減価償却実施額	有形固定資産 17,417千円 無形固定資産 5,182千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期中間会計 期間増加株式数	第18期中間会計 期間減少株式数	第18期中間会計 期間末株式数
発行済株式				

普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

（有価証券関係）

時価のある有価証券

(単位：千円)

区 分	第18期中間会計期間末 平成20年9月30日現在		
その他有価証券	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
そ の 他	74,000	97,932	23,932
合 計	74,000	97,932	23,932

（デリバティブ取引関係）

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
該当事項はありません。	

（１株当たり情報）

第18期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
１株当たり純資産額	496,003円93銭
１株当たり中間純利益	18,760円25銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	183,850千円
普通株式に係る中間純利益	183,850千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定 款 の 変 更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成20年12月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

- ・ 名称 三菱UFJ証券株式会社
- ・ 資本金の額 65,518百万円（平成20年11月末）
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
設立年月日	昭和60年11月13日
資本金の額	10,000百万円(平成20年12月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	昭和60年11月22日
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
本店所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

< 参考：シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンドの投資顧問会社 >

- ・ 名称 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 事業の内容 シュローダー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。
- ・ 関係業務の概要 マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成19年12月28日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年2月14日	有価証券報告書
平成20年2月14日	有価証券届出書
平成20年8月13日	半期報告書
平成20年8月13日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月8日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドの平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年1月16日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドの平成18年11月16日から平成19年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドの平成19年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社(旧会社名 シュローダー投信投資顧問株式会社)の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月13日開催の取締役会において劣後借入を目的とした金銭消費貸借契約を親会社と締結することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)